

保護者様

島根県立邇摩高等学校長

## インフルエンザに罹患した場合（お願い）

お子様が、インフルエンザに罹患した場合は、主治医の先生の指示された期間、登校および外出を控え自宅で療養をお願いします。療養期間中は、出席停止期間となり欠席扱いにはなりません。完治するまで、安心して療養してください。

インフルエンザの出席停止期間の基準は、「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日間を経過するまで」と学校保健安全法施行規則で決められています。感染拡大防止のため必ず療養期間を厳守してください。なお、主治医の先生から、出席停止基準より早く登校を開始して良いと言われた場合は、下記のような対応をお願いします。感染拡大防止のためご協力をお願いします。よろしくお願いたします。

## 言記

## 1 療養期間について

\* 医師から、下記の「出席停止期間の基準より早く登校して良い」と指示された場合は、必ず再受診し登校の許可を得てください。

\* インフルエンザの出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則）

「**発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで**」

## 例：発症後2日目に解熱した場合

発症日	→ 発症後 →					
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目
発症 発熱初日	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後5日目以内 なので登校不可	登校可能

## 例：発症後4日目に解熱した場合

発症日	→ 発症後 →						
	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症 発熱初日	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能

## 2 登校開始の際に持って来ていただく物について

\* 医療機関への「診療費支払い領収書のコピー」または「処方箋のコピー」を担当へご提出ください。